

## 第3回学校歯科保健功労内閣総理大臣表彰（令和8年度）実施要項

**名 称**：第3回学校歯科保健功労内閣総理大臣表彰

**主催者**：公益社団法人日本学校歯科医会、公益財団法人日本学校保健会

**後 援**：文部科学省、公益社団法人日本歯科医師会

### 行事の開催日時

令和8年10月15日（木）第90回全国学校歯科保健研究大会（会場：東京都）の式典

### 内閣総理大臣賞を授与する対象

国公立の幼稚園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

### 参加資格

1. 「全日本学校歯科保健優良校表彰」文部科学大臣賞を受賞後、3年以上経過した学校（園）のうち、受賞後も学校歯科保健の向上に尽力している学校（園）
2. 内閣総理大臣賞を受賞した学校（園）は5年間は表彰の対象としない

### 審査方法

1. 日本学校歯科医会 加盟団体からの推薦

日本学校歯科医会の各加盟団体は、都道府県及び指定都市の教育委員会と協議し、文部科学大臣賞受賞後、3年以上経過した学校（園）の中から、受賞後も優れた学校歯科保健活動を展開し、さらに他校や周辺地域の模範となるような創意工夫、特色ある実践を行っている1校を選定する。

なお、推薦の基準は、

- 受賞後の学校歯科保健活動における、
  - ・ 受賞後の新規取組・企画
  - ・ 作成資料 開催会議
  - ・ う蝕や歯周病等の維持改善状況
  - ・ 学校保健委員会の開催状況
- 近隣学校（園）への知見提供 地域合同による学校保健活動の取組
- その他、特記すべき先進性等

2. 学校歯科保健功労内閣総理大臣表彰審査委員会での審査

日本学校歯科医会は、文部科学省、学識経験者、日本学校保健会と連携し審査委員会を組織し、前述の基準により選定された学校（園）から提出された「学校歯科保健功労内閣総理大臣表彰調査票」及び「全日本学校歯科保健優良校表彰調査票」に基づき、小学校1校とその他の校種から1校（園）の内閣総理大臣賞受賞校を決定する。

審査に当たっては、公正さの担保と可視化のため「選考の基準」及び各学校種別「評価の視点」により活動内容を「評価表」により点数化し審査する。

**締切日**：令和8年7月17日（金）までに（公社）日本学校歯科医会へ必着のこと